

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口構造は、年少人口が 10.3%、生産年齢人口が 49.6%、老年人口が 40.1%となっており、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口については減少傾向が続いている。

産業構造については、産業別就業者は、農業・林業などの第一次産業が 19.7%、建設業・製造業等の第二次産業が 25.2%、小売業・サービス業等の第三次産業が 55.1%となっており、観光関連産業の占める割合が大きい。

本町の中小企業者の実態については、働き方の多様化も進んでおり、企業と求職者の間で求める能力・労働条件等についてのミスマッチも発生し、中小企業は現状として、人手不足となっている。ミスマッチの主な要因としては収入等の労働条件や技術的な能力・資格が合わないことが挙げられている。

今後、人手不足の状況が続いた場合、従業員の肉体的、精神的負担が大きくなり、この影響により提供する商品やサービスの質の低下につながり、結果として売上減少につながっていくことが予想される。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性が向上した中小企業の収入増による人手不足解消の一助となることを目指す。

これを実現するため、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

現在、町内には、電気機械器具製造業をはじめとして、自動車向けの高精度な金属加工技術等を伴った輸送用機器部品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、食品加工業などが立地している。

したがって、対象設備は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本町は福島県の西南、南会津地方東端の山間部、阿賀川（大川）流域に位置し、317.04 km<sup>2</sup>の広大な面積を有しているため、各産業は町内の適地にそれぞれ立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から町内全域を対象エリアとする。

#### (2) 対象業種・事業

対象業種については、本町の産業は農林産業、製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が地域経済を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、全業種を対象とする。

対象事業については、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品・新製品の開発、生産量の拡大等、多様であるため、労働生産性について年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広く対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国の同意を得た日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。